

第21期 第13回青森県内水面漁場管理委員会議事録

1 日 時 令和6年7月26日（金）午後1時30分～

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	濱 田 正 隆
	会長代理	對 馬 廉 介
	委 員	石 岡 清 美
	〃	木 村 建
	〃	佐 藤 淳 二
	〃	丹 藤 公 彦
	〃	永 澤 量
	〃	吉 井 仁 美
	欠席委員	五十嵐 健 志 田 村 早 苗
事 務 局	事務局長	三 橋 潤一郎
	主幹専門員	田 中 規 雄
	技師	傳 法 利 行
県 側	水産振興課 副 参 事	野 月 浩
	三八地方水産事務所 所 長	蝦 名 浩
	西北地方水産事務所 所 長	清 藤 真 樹
	下北地方水産事務所 副 所 長	泉 田 哲 志
	産業技術センター 内水面研究所 所 長	田 村 直 明

4 議事の結果

議案第1号：ニホンウナギの採捕の制限に係る委員会指示の発動について
原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

議案第2号：青森県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正について

原案どおり改正し、公示することに決定された。

5 議事の経過

濱田会長

会員または県の皆さん、今日は御苦勞様です。

それでは、ただ今から、第21期第13回青森県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

第13回委員会の御案内を申し上げましたところ、委員の皆様には、何かと御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局長から説明があったとおり、議題として議案2件に報告事項3件が予定されております。委員各位の御協力と県の適切な助言をいただきながら、議事を円滑に進めて参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は、委員10名のところ、過半数を超えます8名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第173条で準用いたします漁業法第145条第1項の規定に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、議事に先立ちまして、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

濱田会長

異議なしとのことですので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、木村委員が、今、間もなく参ると思います。佐藤委員の兩名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案に入ります。

議案第1号「ニホンウナギの採捕の制限に係る委員会指示の発動について」を議題に付します。

事務局長から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

濱田会長

はい、局長。

三橋事務局長

それでは、議案第1号につきまして、御説明させていただきます。

これは、内水面において、ニホンウナギの資源保護を目的として採捕制限を行うというものです。

資料1を御覧ください。青森県農林水産部長からの依頼文でございます。

件名及び本文の下から4行目以降を読み上げます。

件名は、ニホンウナギの採捕の制限に係る委員会指示の発動について（依頼）

下から4行目を読みますと、「つきましては、小川原湖で実施される取組の実効性を担保しつつ、他の本県内水面においても将来にわたってウナギ資源を持続的に利用できるよう、別紙指示案のとおり漁業法第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づくニホンウナギ資源の保護を図るための委員会指示を発動して下さるようお願いいたします。」となっております。

裏面が指示、依頼に基づく指示の案ということでなっております。

内容につきましては、前年と同じでございます。10月から5月までの間のウナギの採捕の禁止。6月から9月までは、体長40センチメートル以下の小型魚の採捕の禁止となっております。

これは、現在発動中の委員会指示を1年更新するというものでございます。

資料2の方には、今回の指示の案を付けております。

前段のみ読み上げます。

「青森県内水面漁場管理委員会指示第2号、漁業法第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、ニホンウナギ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。令和6年〇月〇日、青森県内水面漁場管理委員会 会長 濱田正隆」となっております。

次に参考資料の方を御覧ください。

これは、水産庁の方で作成しました「内水面漁業・養殖業をめぐる状況」ということになっておりますが、ウナギ資源の保護につきましては、15ページに記載されております。後ろから1枚めくっていただければ15ページとなります。

ウナギ漁業（内水面漁業）河川から海に下るウナギ資源の保護についてという項目になっております。

これに全国で採捕、資源保護に取り組んでいる都道府県が色塗り及び書かれております。

現在、11県が委員会指示による採捕禁止期間を設定しております。

鹿児島から島根までということで、左側の四角の囲みになっております。

それから15ページの右側の四角の囲みの方ですが、16府県において自主的な取組として、保護を行っているというふうに取りまとめられております。

事務局からの説明は以上でございます。

なお、指示案の県報掲載時に若干の字句修正が発生した場合は、事務局一任という

ことで承認の方をお願いいたします。

事務局からは以上でございます。御審議の方、よろしくをお願いいたします。

濱田会長

今、事務局長から内訳等のおり説明がありました。県から何か補足等があればお願いいたします。

水産振興課 野月副参事

はい。

濱田会長

はい、どうぞ。

水産振興課 野月副参事

この議案第1号につきましては、県の方から補足説明はございませんので、引き続き御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

濱田会長

それでは、会長からちょっと県さんに教えてもらいたい点があります。

この内水面のウナギについては、長谷長官時代に随分連合会の皆さんの御指導の下、会長がまとめましたけど。18っていったのが、何故11になったのか、ちょっと不思議だなと思っているのですよ。7県、途中で辞めたのかなと思ってね。どうなの、これは。私がね、3年ぐらい前、18県だった時の。

これ、水産庁から来たの？

三橋事務局長

これは水産庁の資料ですね。

濱田会長

非常に段々増えていい状況だって言っていたのが、18県が、どこと、どこ抜けたかちょっと分からないのだけど。そういうふうにならなくていい思いがあります。

それと、40センチ以上の水揚げについては、小川原湖は年間1トンぐらいかな。今、最悪な状況です。最高単価が2万円までいったと、昨日の、報告をもらっていますが。今年のウナギは、どうも頑張りがいいような状況と思っています。内水面の状況もあっていますから、いろんな面で指導いただけますけど。どうも、何せ餌が少ないのではないかなと。エビが非常に大不漁だと、こういうふうな状況です。だから、国が今、相当苦労しながら段取りしております。

6月1日からの制限関係については、小川原湖は厳しいですから、一步間違えればもうストップになりますから。そういうふうな状況を皆さんには併せて報告しておきます。

皆さんの方、あと何か質問ありませんか、委員の方から、ありませんか。

それでは、御質問、御意見もないようですから、議案どおり委員会指示を発動することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

濱田会長

よろしいですね。

それでは、議案第1号「ニホンウナギの採捕の制限に係る委員会指示の発動について」は、原案どおりと決定し、委員会指示を発動することにいたします。

なお、委員会指示発動に当たっては、若干の字句修正がある場合は、事務局一任といたします。

次に議案第2号「青森県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

濱田会長

はい、局長。

三橋事務局長

それでは、議案第2号について説明いたします。資料の方、裏面を見ていただいて、2ページ目の方を御覧ください。新旧対照表となっております。

まず、本規程でございますが、内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する事務、これについては、青森県知事部局が定めた規則などに準じて行うという規程でございます。

これ自体は、平成11年に定めたものでございます。

今回、個人情報の保護に関する法律が改正されまして、個人情報の保護に関する事務の根拠が県の条例から国の法律に移行したことを受けまして、法令名を改正するものでございます。

なお、規程そのものにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、知事部局の定

めに準じて取り扱うというものでございまして、内容の変更は全くございません。

この新旧対照表の改正内容を公示案としてまとめたものが1ページ目となっております。

前段のみ読み上げます。「青森県内水面漁場管理委員会公示第4号、青森県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程をここに公示する。、令和6年〇月〇日、青森県内水面漁場管理委員会 会長 濱田正隆」となっております。

なお、この規程は公示の日から施行する予定でございます。

事務局からの説明は以上でございます。御審議の方、よろしく願いいたします。

濱田会長

県から何か補足等があればお願いいたします。

水産振興課 野月副参事

はい。

濱田会長

はい、どうぞ。

水産振興課 野月副参事

こちらの議案第2号につきましても、県の方からの補足説明はございません。よろしく願いいたします。

濱田会長

県から補足説明はありませんという回答でございます。

それでは、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

御質問、御意見、ありませんか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

濱田会長

それでは、他に御質問、御意見もないようですから、原案どおり決定することにしたと思います。御異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

濱田会長

異議なしとのことですので、それでは議案第2号「青森県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の改正について」は、原案どおり決定し公示することにいたします。

なお、公示に当たって若干の字句修正がある場合は、事務局に一任とします。

次に報告事項に入ります。

報告事項の「令和6年度年間計画について」事務局から報告願います。

三橋事務局長

はい、会長。

濱田会長

はい、局長。

三橋事務局長

それでは、報告事項につきまして、報告事項の①を説明させていただきます。

報告資料1を御覧ください。令和6年度年間計画でございます。

内水面漁場管理委員会は、今回が令和6年度最初の委員会ということで御説明させていただきます。

表の方、縦に3列になっておりますが、一番右が内水面漁場管理委員会となっております。

今回を含めまして、年間で委員会4回を予定しております。これは、漁業の許可の制限措置、それから委員会指示の議案のためでございます。漁業管理グループと現時点ですり合わせしたものでございます。

また、1月及び2月には、令和7年度の増殖計画を定めるための増殖計画策定部会、それから委員協議会も開催する予定となっております。

以上に加えまして、水産振興課の他のグループからの諮問、報告などがありましたら、場合によっては、緊急に開催する可能性もあります。ただ、現時点での予定は表のとおりということでございます。

それから、予定表の方に一応記載しておりますが、今年の11月をもって第21期の任期満了ということになります。

事務局からの説明は以上でございます。

濱田会長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いいたします。

委 員

(「ありません」の声あり。)

濱田会長

なしということですので、次の報告事項、「令和6年度農林水産関係職員の配置について」、事務局から報告願います。

三橋事務局長

はい、会長。

濱田会長

はい、局長。

三橋事務局長

それでは、報告資料2を御覧ください。令和6年度の県のメンバーでございます。

農林水産部長につきましては、令和5年度、前年度次長であった成田澄人氏となっております。また、これに伴い次長の方が、前年度、農林水産政策課長の栗林豊氏になっております。

水産局の方でございますが、局長、水産振興課長、水産振興課課長代理につきましては、異動はありません。

漁港漁場整備課につきましては、成田課長、それから一戸課長代理ということに異動となっております。

その他につきましては、資料のとおりでございますので、後ほど御覧いただければと思います。説明については以上でございます。

濱田会長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いします。ありませんか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

濱田会長

次に報告事項（３）「全国内水面漁場管理委員会連合会 令和６年度通常総会の概要について」事務局から報告願います。

三橋事務局長

はい、会長。

濱田会長

はい、局長。

三橋事務局長

それでは、報告資料３を御覧ください。

令和６年５月３１日に全国内水面漁場管理委員会連合会の令和６年度通常総会が東京のTKPガーデンシティ御茶ノ水で開催されました。

本県からは、濱田会長と私の方で出席しております。

議事に先立ちまして、令和６年度委員表彰が行われ、濱田会長の方が特別功労ということで表彰されております。

議事につきましてですが、まず議案第１号として、令和５年度事業報告、収支決算及び剰余金処分案が付され、原案どおり決議されました。

令和５年度の決算額は、収入が２，６８０万３千円余、支出が５６２万２千円余となり、剰余金は２，１１８万円余となっております。

全額、剰余金につきましては、全額令和６年度に繰り越すこととなっております。

次に議案第２号として、令和６年度事業計画及び収支予算案が付され、原案どおり決議されました。

令和６年度予算額としては、収入が２，５５８万１千円余、支出は予備費１，５３３万５千円余を含み、２，５５８万１千円余となっております。

議案第３号は、令和６年度提案書案で、原案どおり決議となっております。

２ページ以降が、提案書となっておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

なお、提案活動につきましては、令和６年７月の４日及び５日に行われたということでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

濱田会長

ただ今、局長から報告いただきました。

通常総会等、５月３１日に東京で皆さんの協力の下、会長が最高賞の功労賞をいただきましたこと、この場を借りて御礼申し上げます。

事務局からの報告が終わりましたが、委員の皆さんから何か御質問ございませんか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

濱田会長

ないようですので、他に御質問もないようですので、それでは、議事を全て終了し、以上、これをもちまして、第21期第13回青森県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。

会議終了 午後1時52分